2026 年 9 月

従業員各位

株式会社アイヴィジット

従業員代表の立候補者募集について（再選任）

労働基準法その他の法令に基づく労使協定等の締結のため、現従業員代表の退職等の理由により再選任が必要となった事業所に対し、従業員代表者を選出するための立候補者を募集いたします。

立候補を希望される方は、次の要領に従い、ご応募ください。

１．受付期間

2026 年 9 月 30 日～2026 年 10 月 6 日

２．対象事業所

・株式会社アイヴィジット 中国・四国支店
・株式会社アイヴィジット 東京都庁
・株式会社アイヴィジット 横浜市センター南パスポートセンター
・株式会社アイヴィジット 松戸市役所
・株式会社アイヴィジット 松戸市行政サービスセンター
・株式会社アイヴィジット 葛飾区保健所
・株式会社アイヴィジット 東川口駅前行政センター

３．対象協定等

各就業規則、給与規程（育児・介護休業に関する規程等を含む）、時間外・休日労働に関する協定、賃金控除に関する協定、一斉休憩の適用除外に関する協定、育児休業・介護休業制度等の適用除外者に関する労使協定書、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく協定　等

４．従業員代表の任期

2026 年 10 月～2027 年 6 月

５．立候補の方法

以下のメールアドレスに立候補される旨をご連絡ください。

jinjikikaku@ivisit.co.jp

＜必須記入事項＞

①所属部署　②立候補者氏名　③立候補する事業所

６．注意事項

①従業員代表者の選出手続きに必要となる情報（立候補者の氏名、所属等）は、ホームページ等を通じ、当社の全従業員に開示されますのでご了承ください。

②従業員代表者に選出された場合、労使協定の締結に係る諸手続きのために、意見聴取や署名・捺印のご対応をいただきます。また、従業員代表となることによる手当等の支給はありません。

以上